

水源水質管理の広域化 について教えてください

Answer

“水源水質管理の広域化”の事例として神奈川県「広域水質管理センター」について紹介します。

水道用水供給事業を行う神奈川県内広域水道企業団（以下、「企業団」という。）とその構成団体である神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下、「構成団体」という。）は、水道事業の広域化の取組みの一環として、水源域における水質事故の対応強化及び水質管理の効率化・技術力向上を目指し、平成27年度に「広域水質管理センター（以下、「センター」という。）」を企業団内に共同設置しました。

1. 広域化の概要

センターでは、従来から実施していた企業団の水質管理業務に加え、企業団と構成団体（以下、「5事業者」という。）が個別に実施していた水源域における「水質検査及びその結果に関する評価」「水源水質事故の対応」「水質に関わる調査・研究」等の業務を一元的に実施しています。センターはそれらにより得られた情報を迅速に提供し、各事業者の浄水処理に活用しています。

一元化により集約した業務をセンターで実施するため、5事業者は職員派遣に関する協定を締結し、10年間で延べ25名の構成団体職員が派遣される計画となっています。

また、水源水質事故に関しては初動対応をより迅速に実施するため、既存の谷ヶ原浄水場（県企業庁）及び飯泉取水管理事務所（企業団）の水質職員をセンター併任職員とし、サテライトとしての役割を担い、協力する体制となっています。（図）

さらに、分析機器の故障や、水処理に甚大な影響を及ぼすような水源水質事故が発生した場合には、5事業者で協力し対応しています。



図 広域水道管理センター業務実施エリア

2. 広域化の効果

水源域における水質検査の一元化により、重複していた検査地点等の見直しを行い、各事業者が独自で実施していた時より集約しましたが（表）、必要時に臨時採水を行うなど、監視水準を低下させることなく効率的に実施しています。

表 広域化による水源水質検査地点の集約

	従前		広域化後
相模川水系	18地点	→	11地点
酒匂川水系	13地点	→	8地点

水質事故対応では、水源域の環境部局等から得られる発見情報をセンターが受信し、5事業者に一斉発信するとともに、センター及びサテライトで各エリアの現地調査・情報発信を実施しています。これによって、今まで複数の事業者で実施していた対応がセンターに一元化され、効率化が進み、より迅速な水質事故対応や情報共有が可能となり、危機管理体制も強化されました。

5事業者共通の水源域での課題についての調査研究業務にも取り組んでおり、令和2年4月に水質管理目標設定項目に追加されたPFOS及びPFOA等の有機フッ素化合物の調査や、水源流域の高速道路排水経路の情報収集及び整理などを行っています。

また、センターにおいて5事業者の水質職員が共同で様々な業務を行い、技術交流を続けることにより、各事業者が保有しているノウハウをお互いに活用し、人材育成及び技術継承につながることを期待されています。